

# 山梨県公報

第二百六十四号

令和四年

二月二十八日

月 曜 日

## 目次

○建築基準法に基づく道路位置指定……………五三

## 公 告

○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定（三件）……………五三

○公共測量の終了……………五四

○開発行為に関する工事の完了について……………五四

○令和四年二級建築士試験の実施……………五四

○令和四年木造建築士試験の実施……………五四

## その他

○一般競争入札について（二件）……………五五

## 告 示

### 山梨県告示第三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。  
令和四年二月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和四年二月十五日
- 二 指定道路の位置 韮崎市本町一丁目四千四百二番一
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十五・〇メートル

## 公 告

●土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（旭地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。  
令和四年二月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和四年三月二十九日まで
- 三 縦覧場所 韮崎市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和四年四月十三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年八月二十九日まで

●土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（池の平地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。  
令和四年二月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和四年三月二十九日まで
- 三 縦覧場所 韮崎市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和四年四月十三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年八月二十九日まで

●土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（馬場堤地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告

に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和四年二月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和四年三月二十九日まで
- 三 縦覧場所 韮崎市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和四年四月十三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年八月二十九日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富士・東部林務環境事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年二月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 山梨県上野原市秋山地区内外
- 三 測量の期間 令和三年五月十三日から令和四年二月十日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項の協議に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年二月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 西八代郡市川三郷町市川大門字八乙女千七百三十三番二の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県知事 長崎幸太郎

● 令和四年二級建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和四年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第

一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和四年二月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時
- 1 学科の試験 令和四年七月三日（日）午前十時十分から午後五時二十分まで
- 2 設計製図の試験 令和四年九月十一日（日）午前十一時から午後四時まで
- 二 試験場所 甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学
- 三 受験申込手続
- 1 原則として、新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験の申込みを行うものとする。
- 2 受験申込受付期間 令和四年四月一日（金）午前十時から同月十四日（木）午後四時まで
- 3 受験申込方法 センターのホームページ（<https://www.jaieic.or.jp/>）において必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である場合等）には、令和四年四月六日（水）までにセンター本部（電話〇五〇一三〇三三三―三三二二）に申し出ること。

- 四 合格者の発表及び合否等の通知 令和四年十二月一日（木）（予定）（学科の試験については、同年八月二十三日（火）（予定））
- 五 その他

- 1 設計製図の試験の課題は、令和四年六月八日（水）頃からセンターのホームページ（<https://www.jaieic.or.jp/>）において公表する。
- 2 詳細については、センター（電話〇五〇一三〇三三三―三三二二）に問い合わせること。

● 令和四年木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和四年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和四年二月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時
- 1 学科の試験 令和四年七月二十四日(日) 午前十時十分から午後五時二十分まで
  - 2 設計製図の試験 令和四年十月九日(日) 午前十一時から午後四時まで
- 二 試験場所 甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学
- 三 受験申込手続

- 1 原則として、新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験の申込みを行うものとする。
  - 2 受験申込受付期間 令和四年四月一日(金) 午前十時から同月十四日(木) 午後四時まで
  - 3 受験申込方法 センターのホームページ(<https://www.jaic.or.jp/>)において必要な事項を入力し、申し込むこと。  
 なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である場合等)には、令和四年四月六日(水)までにセンター本部(電話〇五〇一三〇三三三ー三八二二)に申し出ることに。
- 四 合格者の発表及び可否等の通知 令和四年十二月一日(木) (予定) (学科の試験については、同年九月六日(火) (予定) )
- 五 その他
- 1 設計製図の試験の課題は、令和四年六月八日(水) 頃からセンターのホームページ(<https://www.jaic.or.jp/>)において公表する。
  - 2 詳細については、センター(電話〇五〇一三〇三三三ー三八二二)に問い合わせることに。

## その他

● 山梨県道路公社公告第三号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和四年二月二十八日

山梨県道路公社理事長

大 儀

健 一

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 業務名 令和四年度及び令和五年度富士山有料道路料金徴収業務委託
  - 2 業務場所 南都留郡富士河口湖町船津剣丸尾地内外
  - 3 業務内容等 料金徴収業務一式 なお、詳細は一般競争入札公告等による。
  - 4 履行期間 令和四年四月一日零時から令和六年三月三十一日二十四時まで

- 二 入札参加資格申請の受付期間 令和四年三月七日(月) から同月十一日(金) までの毎日午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。
- 三 その他 詳細は、山梨県道路公社ホームページにより配布する一般競争入札公告及び資料作成要領等による。(URL) <http://tollgate.on.arena.ne.jp/index2.html>

● 山梨県道路公社公告第四号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和四年二月二十八日

山梨県道路公社理事長

大 儀

健 一

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 業務名 令和四年度及び令和五年度雁坂トンネル有料道路料金徴収業務及び監視等業務委託
  - 2 業務場所 山梨市三富川浦地内外
  - 3 業務内容等 料金徴収業務一式及び監視等業務一式 なお、詳細は一般競争入札公告等による。
  - 4 履行期間 令和四年四月一日零時から令和六年三月三十一日二十四時まで
- 二 入札参加資格申請の受付期間 令和四年三月七日(月) から同月十一日(金) までの毎日午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。
- 三 その他 詳細は、山梨県道路公社ホームページにより配布する一般競争入札公告及び資料作成要領等による。(URL) <http://tollgate.on.arena.ne.jp/index2.html>

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番